

[右メニューへスキップ](#) [メインコンテンツへスキップ](#)(スクリーンリーダーをご利用の方、キーボード操作の方のアクセシビリティ向上のため設置)

# 裁判所 Courts in Japan

[裁判所トップページ](#) > [裁判手続の案内](#) > [裁判手続 刑事事件Q&A](#) > 立証責任とは何ですか。

## 裁判手続 刑事事件Q&A

Q. 立証責任とは何ですか。

A. 「疑わしきは罰せず」とか「疑わしきは被告人の利益に」という言葉は聞いたことがあると思いますが、刑事裁判では、被告人の有罪を確実な証拠で、合理的な疑いを入れない程度にまで立証することについては、検察官がその責任を負います。これが立証責任です。そして、検察官の方で立証を尽くしても、被告人を有罪とするために必要な事実が存在するかどうか立証できなかった場合には、その事実は存在しなかったものとして、被告人に有利な判断をしなければなりません。つまり、「疑わしきは罰せず」の原則により、無罪の判決を言い渡すこととなります。

---

Copyrights (C) 2005 Supreme Court of Japan. All Rights Reserved.

写真、イラストおよび画像データの無断転載を禁じます。